

要綱第77号 第8条6号「手持工事の額（本市が発注した同種の対象工事の額に限る。）の合計が、別表に定める手持ち工事の額を超えない者」同文は、「手持ち工事の額（契約検査課が発注した同種の対象工事の額（指名競争入札を含む、随意契約・単価契約を除く。）に限る。）・・・」と解する。
同種工事を対象とするが、水道総務課の契約とは別とする。